

国立大学法人富山大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和元年6月5日(水) 事務局2階共通打合せ室(2)	
委 員	委員長 山本 直俊(弁護士) 委 員 大村 啓三(公認会計士) 委 員 光田 章((一財)富山県建築住宅センター専務理事)	
審議対象期間	平成30年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日	
抽出案件(合計)	3 件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
建設工事(小計)	3 件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務(小計)	0 件	
公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0 件	
標準型プロポーザル方式	0 件	
一般競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

※ 委員からの意見・質問、それに対する回答等はできるだけ詳細に記入すること。

質 問	回 答
<p>1. 審議対象工事等に関する点検次項及び抽出結果について (施設企画部より説明)</p> <p>・特になし。</p> <p>2. 建設工事における抽出案件の審議 (施設企画部より説明)</p> <p>【(五福) 第2 大学食堂便所改修機械設備工事】</p> <p>2 者が入札説明書を受け取っているようだが、1 者はなぜ入札に参加しなかったのか。</p> <p>地域要件を富山・石川・福井・新潟・愛知・岐阜・三重・静岡県内に設定し幅広く公募しているが、大学として業者に何らかの働きかけ等を行うことはしないのか。</p> <p>原則、入札は2回までだが、本事業で3回目の入札を行ったのはなぜか。 また、2回以降の入札や見積合せは、どの程度の時間を設けているのか。</p> <p>今回のような一者応札で3回入札を行っても落札に至らないようなケースは珍しいのか。</p> <p>落札した業者について、本店は福井県にあるが、支店は富山県にあるということか。 また、落札した業者は過去に富山大学での実績がある業者か。</p>	<p>入札不参加の1者については、ヒアリングにて市町村関係の事業を受注し、資格要件に求める技術者を配置できないことから、参加を見送ったとの経緯を確認している。</p> <p>地域設定を広域としているのは県内業者のみならず、受注を希望する業者の受注機会を増やすことを目的としている。</p> <p>本学から業者への個別の働きかけは、公正な競争を阻害する行為であり行っていない。なお、1回目の公告で1者も集まらない場合は、年度内執行の原則から、業者に協力を要請する場合も考えられるが、現時点では行わずに済んでいる状況。</p> <p>本学においても、入札は原則2回であるが、本案件は2回目の入札額が予定価格の1割未満の差額であるため3回目を実施した。結果は5万程度の差額であったが、これ以上入札を行うことは入札辞退もありうることから、随意契約に移行した。</p> <p>問合せのあった再入札の間隔は30分程度の時間を設け、入札を要請している。</p> <p>見積合せへの移行時は、数日程度の期間を設け、電子入札システムにて見積金額を提出いただいた。</p> <p>全国的に、このようなケースは見受けられる。今回は5万円の差額で随意契約としたが、50万円以上差額がある場合でも随意契約とした案件もある。</p> <p>そのとおり。富山市内に営業所を有している。実績としても、過去に本学の事業を受注しており、その実績も鑑み競争参加資格を出している。</p>

質 問	回 答
<p>最低価格落札方式については何か基準があるか。</p> <p>【(高岡) ライフライン再生 (受変電設備) 工事】</p> <p>この件に限らず、予定価格の事前公表等は行っていないのか。</p> <p>競争参加資格等審査委員会議事要旨の中で、欠格した業者より入札説明書の表現では本学の意図が読み取りづらいとの指摘があったとされているが、どのような内容か。</p> <p>また、本件について欠格業者との間で何かトラブルになったことはなかったか。</p> <p>専任技術者の配置に関して、施工場所から10 km 以内については同一の主任技術者が2件まで認められるとあるが、この適用はよく行われているのか。</p> <p>また、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とあるが、何か条件があるのか。</p> <p>これらの条件は工事の難易度に応じて変わるのか。</p> <p>低入札価格調査について、基準は定められているか。また、低入札価格調査とその審査については、どのように行っているのか。</p> <p>経費率や人件費率についてはどのように確認しているのか。現場管理費の最低基準等何か取決めはあるのか。</p> <p>今回の低入札は特高受変電ということもあり、機器価格の比重が高かったということか。</p>	<p>本学の方針として、予定価格が250万円超1000万円以下の場合は最低価格落札方式を採用している。</p> <p>予定価格の事前公表は競争性を阻害する一因になることから実施していない。数量公開は予定価格が2億円以上の場合に行うこととしている。</p> <p>受付期間中に質問期間を設けており、その間合わせの中で「貴学の意図が読み取りづらい」との意見をいただいた。入札公告で求める施工実績は同一工事内における実績と考えていたが、文章上「同一工事内」の表現がないため意図が読み取りにくいとの指摘であった。</p> <p>なお、欠格業者については、実績として提出された資料を確認した結果、本学が求める条件を満足せず、競争参加資格を認定できなかった。</p> <p>施工実績が不足することは、業者へ十分に説明して納得いただき、トラブルは発生していない。</p> <p>本件では専任の技術者を配置いただき、別工事と兼任はなかった。</p> <p>なお、専任規定の条件は、東日本大震災以降、施工場所から10 km以内の場合2件まで兼任可能と緩和する通知が国より発出されており、本学もその通知に準じている。</p> <p>技術者の雇用関係は、原則3か月以上の雇用が認められることを条件としている。</p> <p>専任、非専任については、国の基準に準じ、予定価格の金額に応じて条件を定めている。</p> <p>低入札価格調査の基準となる最低基準価格は、国からの通知に準じて設定している。</p> <p>審査は入札事情説明書（工事内訳書等含む）を業者に提出させ、内容を確認している。</p> <p>経費率は業者の積算によるため、特に取決めはない。本学での積算は国が定める積算基準に準じて積算している。</p> <p>現場管理費については、入札業者が自社職人にて賄う場合と下請け業者を活用する場合があるため、最低基準については定めていない。</p> <p>予定価格上、機器の比重が大きく、機器価格の低下が低入札価格につながったと分析している。</p>

質 問	回 答
<p>【(杉谷) 看護学科研究棟空調用電源改修工事】</p> <p>入札公告の記載で「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき」とは具体的にどのような場合に当てはまるのか。</p> <p>低入札価格調査では、受注者とその取引先で交わされた見積書の写しが提出された際に、本工事積算に係る機械の掛率などは確認しているのか。</p> <p>低入札価格調査の実施は落札業者のみだが、当該業者以外には行わないのか。</p> <p>今回の入札は、入札者間で入札金額に乖離があるが、それはなぜか。</p> <p>低入札割合については審査会等で掛率の見直し等を行うのか。また、その中で発注者側の積算の掛率の見直し等はしているのか。</p> <p>実際に低入札調査の条件を満たさなかった事例はあるのか。</p> <p>3. 国立大学法人富山大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について</p>	<p>本学の積算は国に準じている。ご意見の通り、機器価格の変動を見据えた積算を行うべきとの考えもあるが、不当なダンピングを招く可能性もある。</p> <p>公告内容の履行がなされない場合や低入札調査により不適切な事項があった場合、又は、談合など不正取引等の疑わしいものについては排除するということである。</p> <p>見積書の内容と、メーカーの見積書等を比較し正当な金額か精査している。明らかな乖離が見られた場合は、ヒアリングを行っている。</p> <p>運用上、落札予定業者から順に行い、不適切と判断された場合は次順位の業者を調査することとなる。</p> <p>受注を強く希望する業者と様子見で入札した業者との意欲の差によるものと考えられる。</p> <p>低入札調査では審査会にあたるものはなく、施設企画部内で業者から提出された資料を確認・検討し、契約責任者の承諾を得て落札決定している。</p> <p>低入札割合については、本学は国からの通知に準じており、独自の基準は設けていない。</p> <p>また、予定価格の積算に係る見積り掛率は毎年改定しており、物価本等の資料やメーカーの取引価格と定価の乖離についてヒアリングを行った上で、掛率を作成している。意図的に単価を安くすることは公正な入札を確保するためにも避けなければならない。</p> <p>全国的にも同様の案件は発生しており、地域の状況によっては、受注意欲のある業者が多くなれば価格競争が激しくなることもあるなど、業者による競争原理が働くため、避けられない価格差であると考えている。</p> <p>過去の事例として、見積確認の結果、重要な積算が抜けていた等の事例はある。その場合は指名停止処分になるため、業者にとってリスクになる。</p>

質 問	回 答
<p>(平成30年4月～平成31年3月分)</p> <p>(施設企画部より説明)</p> <p>特になし。</p> <p>4. 指名停止等の措置状況について (施設企画部より説明)</p> <p>富山県では指名停止はなかったのか。</p> <p>5. その他</p> <p>特になし。</p>	<p>県内で対象となったものは無かった。</p> <p>なお、指名停止指定地域外の事業への入札参加は問題ないが、本学において平成30年度は該当業者との入札行為はなかった。指名停止措置については、基本的に国土交通省が主体となっており、文部科学省は準じる形となる。なお、本学でも指名停止措置に該当するような事案があれば本学から国に報告することとなっている。</p>